



## 質問

### 理事長が組合員名簿の閲覧を拒否できる正当な理由の範囲はどこまでですか。

(相談概要)

ある管理組合で、規約に基づいて少数組合員（1／5以上の組合員）が会議の目的を示して臨時総会の招集を理事長に請求したところ、理事長はこれを拒否しました。この為、少数組合員は臨時総会を直接招集することとし、理事長に組合員名簿の閲覧を求めましたが、これも拒否されたため、マンション管理業者にその閲覧を求めてきました。マンション管理業者としてどのように対応すればよいですか。



## 回答

区分所有法では組合員名簿の閲覧については特に規定していませんが、規約で規定していることが一般的です。ちなみに、マンション標準管理規約第64条では「理事長は、会計帳簿、什器備品台帳、組合員名簿及びその他の帳票類を作成し、組合員又は利害関係人の理由を付した書面による請求があったときは、これらを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。」と規定しています。

規約でこのような規定がある場合、理事長が、正当な理由なく、組合員名簿の閲覧を拒否したときは職務違反となります。この場合、閲覧を拒否できる正当な理由とは、社会通念上許容される範囲を超える電話・訪問・文書配布等を執拗に行う恐れがある場合、個人的情報の収集目的、目的が不明確な場合、深夜又は早朝の閲覧請求等が考えられます。拒否する正当な理由がなければ、その旨理事長に説明することが望まれます。

なお、マンション標準管理委託契約では「組合員名簿の整備」は委託業務に規定されていますが、閲覧までは含まれていないため、閲覧請求に応じられない旨を請求者に説明することで足り、応じなくても善管注意義務違反とはなりません。

#### 【参考事例】

管理組合関係 → 総会・理事会に関する事項 → 総会・理事会の招集、議長、議事進行

**少数組合員（1／5以上の組合員）による総会の招集にあたり、マンション管理業者はどのように対応すればよいですか。（Q0099）**

#### <ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。
- 個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。